

## 主権者教育の確立と投票機会の拡大を求める意見書

平成27年6月の公職選挙法等改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、初めての国政選挙が昨年実施されたが、これは、昭和20年に選挙権が20歳以上の男女に付与されて以来、70年ぶりの大改革であるとともに、若年層の社会参加及び政治参加を推進させ、民主主義を更に発展させることにおいて、大いに期待されるものである。

総務省及び文部科学省は、学校現場における政治や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布しているものの、本年10月に行われた衆議院議員総選挙において、小選挙区の投票率（速報値）は18歳が50.74%、19歳が32.34%で、18歳と19歳を合わせると41.51%であり、いずれも全体の投票率（53.68%）を下回る結果となった。また、18歳選挙権が導入された昨年7月の参議院議員通常選挙と同様、18歳より19歳の投票率が目立って低くなっている。

この結果を踏まえ、18歳選挙権の導入を契機に、自立した市民として国、地域及び社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する能力を育成するための主権者教育を、初等中等教育段階から確立する必要がある。

また、若年層の投票率を向上させるためには、学校や商業施設など、若年層にとって利便性の高い場所に投票所を設けることを進めていく必要がある。

よって、国においては、教育現場が、政治的中立性確保のために委縮することなく、主体的、積極的に主権者教育を進めることができる環境づくりを行うとともに、利便性の高い場所に投票所を設置するなど投票環境の向上を図ることにより、若年層の投票機会の拡大に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
総務大臣  
文部科学大臣

福島県議会議長 吉田栄光